

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公開番号】特開2019-48889(P2019-48889A)

【公開日】平成31年3月28日(2019.3.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-012

【出願番号】特願2018-242879(P2018-242879)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/64	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/891	(2006.01)
A 6 1 K	38/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2017.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/64	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 K	8/891	
A 6 1 K	38/06	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/32	

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月19日(2020.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

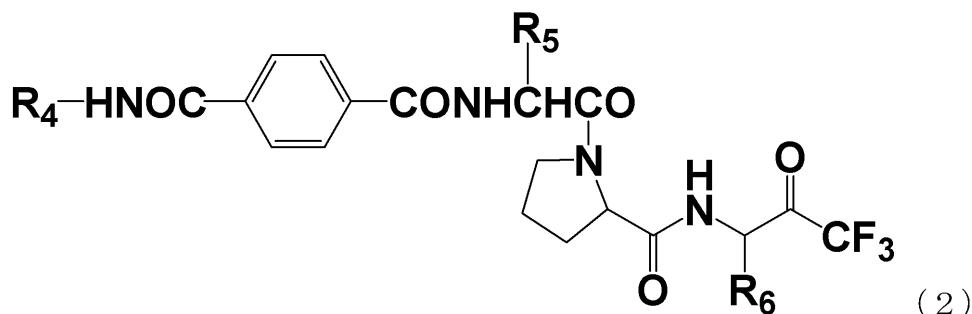
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1) 下記一般式(2)に表される化合物、その異性体及び/又はそれらの薬理学的に許容される塩と、2)部分架橋型メチルポリシロキサンを含有することを特徴とする、オイルゲル剤形の皮膚外用剤。

【化1】



[式中、 R_4 は、カルボキシル基により置換された炭素数1～4の直鎖又は分岐のアルキル基を表し、 R_5 及び R_6 は、それぞれ独立に、炭素数1～4の直鎖又は分岐のアルキル基を表す。]

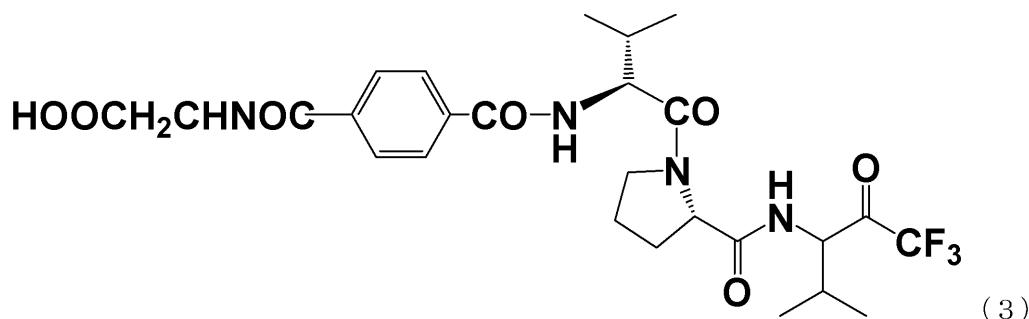
【請求項2】

さらに、前記部分架橋型メチルポリシロキサン以外のシリコーンオイルを含有することを特徴とする、請求項1に記載のオイルゲル剤形の皮膚外用剤。

【請求項3】

前記一般式(2)に表される化合物が、下記式(3)に表される3(RS)-[[4-(カルボキシメチルアミノカルボニル)フェニルカルボニル]-L-バリル-L-プロリル]アミノ-1,1,1-トリフルオロ-4-メチル-2-オキソペンタンであることを特徴とする、請求項1または2に記載のオイルゲル剤形の皮膚外用剤。

【化3】



【請求項4】

更に、球状粉体を含有することを特徴とする、請求項1～3の何れか1項に記載のオイルゲル剤形の皮膚外用剤。

【請求項5】

前記球状粉体が、有機球状粉体であることを特徴とする、請求項4に記載のオイルゲル剤形の皮膚外用剤。

【請求項6】

前記球状粉体が、ポリメチルメタクリレートであることを特徴とする、請求項4または5に記載のオイルゲル剤形の皮膚外用剤。

【請求項7】

前記球状粉体が、皮膚外用剤全量に対し12～50質量%含有されることを特徴とする、請求項4～6の何れか1項に記載のオイルゲル剤形の皮膚外用剤。